

(参考資料)

本通知の概要について

- 1 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第85号）について
 - ① 医薬品販売業の許可証様式である施行規則様式第77について、医薬品販売業者の管理者要件等に応じて、取扱品目を記載することとした。
取扱品目として記載すべき事項は次のとおりである。
 - a 店舗販売業
「全ての一般用医薬品」又は「第2類医薬品及び第3類医薬品」
 - b 配置販売業
「全ての一般用医薬品」又は「第2類医薬品及び第3類医薬品」
 - c 卸売販売業
「全ての医療用医薬品及び一般用医薬品」、「第2類医薬品及び第3類医薬品」、「指定卸売医療用ガス類」、「指定卸売歯科用医薬品」又は「指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品」
 - ② 旧薬種商及び既存配置販売業について、登録販売者試験に係る実務経験期間に通算することができる経過措置期間を3年延長し、平成27年5月31日までとすることとした。
- 2 「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知）について
 - ① 既存一般販売業者、既存薬種商等及び既存配置販売業者について、適用しないこととされていた実務経験の証明義務及び虚偽又は不正証明の禁止（記の第3の2の（7）の②及び③並びに記の第3の3の（4）の③及び④）について、適用されることとした。
 - ② 既存配置販売業者について、適用しないこととされていた配置従事者身分証明書を付けること（記の第3の3の（4）の⑥）について、適用されることとした。